

国民文化祭協賛事業の名義の使用承認基準

昭和61年6月17日

国民文化祭実行委員会決定

国民文化祭の趣旨に賛同し、その目的に沿った公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講演会、講習会、その他の事業（以下「事業」という。）を行う者に対し、国民文化祭協賛事業の名義の使用を承認する基準は、下記によるものとする。

記

1 主催者について

事業の主催者が、次の各号いずれかに該当するものであること。

- (1) 国又は地方公共団体（公社、公団等を含む。）
- (2) 公益法人（宗教法人を除く。）又はこれに準ずる団体
- (3) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関
- (4) 国民文化祭の趣旨に沿う事業を実施しようとする企業等
- (5) その他上記各号に準ずると認められるもの

2 事業の内容について

事業の内容が次の各号に適合するものであること。

- (1) 事業の内容が国民文化祭の趣旨に沿うものであること。
- (2) 事業が一般の人に公開されるものであること。
- (3) 事業の資金計画が十分なものであること。
- (4) 営利を主たる目的としないものであること。
- (5) 事業の実施にあたっては、事故防止対策、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられているものであること。